

学校に行けない、学校に行きづらいなど  
不安や困りごと、ありませんか？

一人で悩まないでください



# 学校に行きづらさを感じている子どもたちをもつ保護者の皆様へ

## 学校に行けない

- 学校から帰ってくるといつも疲れている
- 学校に行こうとすると頭やお腹が痛くなる
- 家や自分の部屋から出たがらない

## 子どもへの接し方が分からない

- 子どもに学校に行くよう働きかけてよいか
- 学校に行かない理由を聞いてよいか
- 理由を聞いてもよく分からない／答えたがらない

## 心配な状態が続いている

- ゲームやSNSに没頭して昼夜逆転している
- 学習の進度が遅れ、学校の授業についていけない
- このままでは、進学や就職ができないのでは？



## 子どもたちの社会的自立を目指しましょう

- 学校に行きづらい背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、早期に適切な支援につなげることが必要です。そのためにも、学校はもちろん、教育支援センターやフリースクール等民間施設、関係機関と連携しながら支援していくことが大切です。
- 教育機会確保法の目的を理解し、一人一人の状況に応じた学びを、学校に行きづらい子どもたちの社会的自立につなげるため、学校だけでなく、学校外の施設や家庭における学びについても適切に評価し、支援に生かすことが大切です。

## 保護者の皆様、ご自身の気持ちも整えましょう

学校に行くことができず落ち込んだ状態から子どもが回復していく過程は、時間がかかることが多いです。見通しが立たず、不安でいっぱいになることも少なからずあります。ただ、子どもの姿を見て不安になったり、苦しくなったり、いらいらしたりすることは、それだけ子どものことを考えていることの裏返しでもあります。それ自体が悪いことではありません。

保護者の皆様が、一人で抱え込み苦しんだ状態で子どもに向き合うと、結果的にお子さんのためにもなりません。わが子への思いをよい形で本人に届けるには、保護者自身が不安や焦りでいっぱいになってしまわないよう、自分自身の気持ちを整えたり、いらいらを解消したりする機会をつくることも必要です。自分の趣味や楽しむ時間をもったり、「親の会」などに参加したりすることがあります。ご自身にあった方法を実践することが大切です。

教育機会確保法のもと、学校は、すべての子どもたちが安心して学校生活を送れることを目指しています。

しかしながら、様々な要因で学校に行きづらさを感じ、不登校となる子どもたちが増えていきます。

不登校は、問題行動ではありません。誰にでも起こり得ることです。

学校に登校するという結果のみを目標とせず、子どもたちの社会的自立につなげるため、行政・民間の様々な支援の輪が広がっています。

# 多様な学びの場や支援の仕組みがあります。

不登校の児童生徒のための相談や学習の場、  
保護者の皆様を支援する様々な制度やサービスがあります。



お子さんの不登校が続く場合など、学習や生活に不安がある場合は、学校やお住まいの市町村の教育委員会まで、遠慮せずに御相談下さい。また、学校内外の学びの場や相談機関を紹介します。

## スクールカウンセラー（SC）

児童生徒や保護者の心のケアや、ストレスへの対処法など心理の専門家です。公認心理師や臨床心理士、教員などの資格を有する方が多いです。

## スクールソーシャルワーカー（SSW）

福祉・医療的な支援が必要な場合、福祉の窓口につないだり、手続きの補助をしてくれたりする福祉の専門家です。社会福祉士や精神保健福祉士、教員などの資格を有する方が多いです。

### 学校・教育委員会

#### 校内教育支援センター

学校内に教室外の居場所を確保しています。

学校には、こころのケアや福祉的な相談を受ける専門家がいます。相談を希望する場合は、各学校や教育委員会にお問合せください。

#### フリースクール等

学校や教育支援センター以外の、日中の時間帯に不登校の子どもが学習をしたり、興味のあることに取り組んだりできる場所です。

一定の要件を満たせば、在籍校での出席扱いとなります。

#### 教育支援センター

各市町の教育委員会が開設していて、一人一人に合わせた個別学習や相談等を行います。

公共施設の中にあることが多く、利用料は基本的に無料です。

#### 保護者の会

不登校の子どもをもつ保護者同士が、情報交換を行ったり不安や悩みを共有したりすることができます。

### 学校以外の居場所・相談機関

#### 富山県総合教育センター相談部

TEL:076-444-6167

学校に行きづらい、教室に入りづらいなどでお困りの子どもたちや保護者の方の相談を受け付けています。

また、総合教育センターでは、その他家族のためのセミナー、不登校児童生徒のための「体験交流活動」なども開催しています。ぜひ参加ください！総合教育センターHPで案内します。

各市町村にも、教育センターがあり、子どもたちや保護者の相談を受け付けています。

※その他の相談機関は、次ページのQRコードでご確認ください

◆ 富山県教育委員会では、スクールカウンセラーのスーパーバイザーを配置しています。スーパーバイザーは、学校外の施設でもカウンセリング面談を行うことができます。面談を希望する場合は、学校または、利用しているフリースクール等民間施設にお問い合わせください。

◆ 富山県教育委員会は、フリースクール等民間施設を利用する子どもたちへの経済的支援の申請を受け付けています（施設利用料等1/2補助）。支援を希望する場合は、富山県教育委員会の教育みらい室児童生徒支援担当へお問い合わせください。〈フリースクール等通所児童生徒支援事業〉

TEL：076-444-3452

# 不登校児童生徒の出席扱い等について Q&A



学校外の公的機関や民間のフリースクール等で学習したり、自宅でICT等を活用した学習を行ったりした場合、出席扱いになるのですか？



下記の出席扱いの要件を満たすと同時に、不登校児童生徒が、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動が行われており、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると校長が判断する場合は、指導要録上の出席扱いとすることができます。

(出席扱いの要件) ~文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」(R元)~

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- 当該施設での相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであること。
- 当該児童生徒への個別指導等の適切な支援を実施していると評価できるものであること。
- 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。
- ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。

上記の他にも、各学校や市町村教育委員会で定められた要件や、校長と教育委員会とで十分な連携をとって判断するものもあります。



中学校では、登校できていなくても、県立高校を受検することはできますか？出席日数が少なくても大丈夫ですか？



受検することは可能です。県立高校の志願資格は「中学校又はこれに準ずる学校を卒業又は卒業する見込みの者」です。また、中学校では出席日数が卒業の要件にはなりません。不明な点は、学校にご相談ください。



フリースクール等を利用する際、留意することはありますか？



フリースクール等を選ぶ際には、保護者や学校が、次に示した目安をもとに、子どもが必要としている支援が受けられるか、総合的に判断することが大切です。

- ◇不登校の子どもに対する活動に、深い理解や知識・経験がある。
- ◇子どもの人格を尊重した人間味のある温かい活動が行われている。
- ◇子どものタイプや状況に応じた適切な内容の活動が行われている。
- ◇子どものプライバシーに配慮の上、学校と施設が支援するために必要な情報等を交換するなど、**学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。**
- ◇施設でどのような活動をしたのかなどを保護者に定期的に連絡するなど、**家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれている。** など

お子さんに気になる変化が見られた時は、一人で悩まず相談しましょう。各相談機関では、どんな悩みにも丁寧に対応します。

● 県内の相談機関  
(教育支援センター等)



● 県内のフリースクール等民間施設  
(富山県不登校を考えるネットワーク作成)

